

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年2月13日

【四半期会計期間】 第69期第3四半期(自平成28年10月1日至平成28年12月31日)

【会社名】 上新電機株式会社

【英訳名】 Joshin Denki Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役兼社長執行役員 中嶋克彦

【本店の所在の場所】 大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号

【電話番号】 大阪 06(6631)1161

【事務連絡者氏名】 代表取締役兼副社長執行役員 経営管理本部長 金谷隆平

【最寄りの連絡場所】 大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号

【電話番号】 大阪 06(6631)1161

【事務連絡者氏名】 経理部長 大代卓

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第68期 第3四半期 連結累計期間	第69期 第3四半期 連結累計期間	第68期
会計期間		自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日	自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日
売上高	(百万円)	282,825	278,345	375,782
経常利益	(百万円)	5,637	5,814	7,802
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益	(百万円)	3,568	3,641	4,356
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	3,519	4,266	3,160
純資産額	(百万円)	71,101	74,299	70,773
総資産額	(百万円)	199,000	201,762	180,905
1株当たり四半期(当期) 純利益金額	(円)	68.24	68.97	83.13
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)	67.57		82.52
自己資本比率	(%)	35.7	36.8	39.1

回次		第68期 第3四半期 連結会計期間	第69期 第3四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日	自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日
1株当たり四半期純利益金額	(円)	22.97	15.60

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 1株当たり情報の算定上の基礎となる「普通株式の期中平均株式数」は、社員持株会専用信託口が所有する当社株式を控除しております。
4. 第69期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

#### 2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当グループ(当社及び当社の関係会社)が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当社及び連結子会社の北信越ジョーシン株式会社（以下、「(現)北信越ジョーシン株式会社」という）は平成28年11月11日開催の取締役会において、(現)北信越ジョーシン株式会社を会社分割（新設分割）、商号変更し、併せて100%子会社（以下、「(新)北信越ジョーシン株式会社」という）を設立すること、及び当該新設分割の効力発生を停止条件として、(現)北信越ジョーシン株式会社を当社が吸収合併することを決議しました。

#### (1) 会社分割・吸収合併の目的

(現)北信越ジョーシン株式会社が運営する事業の請負並びに営業の受託運営に関する事業を会社分割し、(新)北信越ジョーシン株式会社へ承継します。当社は(現)北信越ジョーシン株式会社を吸収合併し、従来当社と(現)北信越ジョーシン株式会社に分散していた店舗不動産管理及び外部資金調達業務を統合するとともに、(新)北信越ジョーシン株式会社は家電製品等の販売事業の請負並びに営業の受託運営を行うことで、グループ営業体制の更なる強化、並びにグループ会社管理の一層の効率化を図ります。

#### (2) 会社分割

##### 分割の日程

取締役会決議日 平成28年11月11日

分割期日（効力発生日） 平成29年2月1日

##### 分割の方法

(現)北信越ジョーシン株式会社を分割会社とし、新設会社である(新)北信越ジョーシン株式会社を承継会社とする新設分割方式です。

##### 分割する資産、負債の状況

新設会社は、本会社分割により承継する事業を遂行する上で必要な資産、債務、雇用契約その他の権利義務を分割会社から承継します。なお、債務の承継は、重畳的債務引受の方法によるものとし、新設会社は「北信越ジョーシン株式会社」の商号を引き継ぎます。

##### (新)北信越ジョーシン株式会社（新設会社）の概要

商号	北信越ジョーシン株式会社
事業内容	家電製品等の販売事業の請負並びに営業の受託運営
本店所在地	大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 山本 英寿
資本金	10百万円

### (3) 吸収合併

#### 合併の日程

取締役会決議日(各社) 平成28年11月11日

合併契約締結日 平成28年11月11日

合併期日(効力発生日) 平成29年2月1日

本合併は、当社においては会社法第796条第2項に基づく簡易合併であり、(現)北信越ジョーシン株式会社においては同法第784条第1項に基づく略式合併であるため、それぞれ合併契約承認の株主総会を開催しておりません。

#### 合併の方法

当社を存続会社、(現)北信越ジョーシン株式会社を消滅会社とする吸収合併方式であります。

#### 合併に係る割当の内容

当社は、(現)北信越ジョーシン株式会社の発行済み株式の全てを保有しているため、本合併に際し株式の発行及び金銭等の交付は行いません。

#### 引継資産・負債の状況

当社は、吸収合併の効力発生日をもって、消滅会社である(現)北信越ジョーシン株式会社の分割後の一切の資産、負債及び権利義務を承継します。

#### 吸収合併存続会社となる会社の概要

商号	上新電機株式会社
事業内容	家電製品等の小売業並びにこれらの付帯業務
本店所在地	大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号
代表者の役職・氏名	代表取締役兼社長執行役員 中嶋 克彦
資本金	15,121百万円

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、政府主導の各種政策を背景に、引き続き緩やかな回復基調が続いているものの、海外経済の不確実性の高まりや不安定な株式相場、為替動向などにより景気の減速が懸念される状況にあります。個人消費においても消費マインドの低迷から依然として力強さに欠ける状況となっており、先行き不透明な状態で推移しました。

当家電販売業界におきましても不透明な消費動向を反映し、エアコン、冷蔵庫、洗濯機等白物家電は堅調に推移する一方で、テレビ、ブルーレイレコーダー等の映像関連商品をはじめとして調理器具等は低調な販売実績に留まりました。また、商環境におきましても、消費マインドの低下による需要の低迷や競合他社の出店攻勢、ネット販売の拡大基調等は継続され、「店舗・価格・サービス」での企業間競争はますます激しくなっており、厳しい経営環境は続いております。

このような厳しい状況下、5カ年の中期経営計画『JT-5000 経営計画』の初年度にあたり、当グループの経営の基本である『仕事の精度と回転率をあげ すべての生産性を高める！』を担う『人の力』、「唯一関西資本」「阪神タイガースオフィシャルスポンサー」「安心・安全で信頼出来るジョーシン」等を活用した『会社の力』、取引先との連携による新製品や注目商品を基本とした『商品の力』、環境変化に適応する『時の力』、こうした『四つの力』を最大限に発揮し、同計画の諸施策にグループ一丸となって取り組んでおります。

店舗展開につきましては、店舗力の強化と投資効率の改善を目指して、太子店(兵庫県)をはじめ5店舗の出店を行うとともに4店舗を撤収した結果、当第3四半期連結会計期間末の店舗数は226店舗となりました。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間の業績は、売上高2,783億45百万円(前年同四半期比98.4%)、営業利益57億55百万円(前年同四半期比101.6%)、経常利益58億14百万円(前年同四半期比103.1%)、親会社株主に帰属する四半期純利益36億41百万円(前年同四半期比102.0%)となりました。

なお、当グループの事業は、家電製品等の小売業並びにこれらの付帯業務の単一事業であり、開示対象となるセグメントはありませんので、セグメント情報の記載を省略しております。

また、上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## (2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

### 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定(以下「方針決定」といいます。)を支配する者は、長年にわたり築き上げた顧客、取引先、従業員等との信頼関係を最大限生かし、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させられる者でなければならないと考えております。

当社は、当社の株券等を大規模に買付ける買付行為であっても、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また会社の支配権の移転を伴うような大規模な買付行為の提案に応じるか否かの判断は最終的には株主の皆様のご総意に基づき行われるべきと考えております。

しかし、株式の大規模な買付行為あるいは買付提案の中には、会社や株主に対して買付提案の内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、買付に応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、買付条件が会社の有する本来の企業価値に照らして不十分または不適切であるもの、買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのあるものなどが存在することも想定されます。

当社は、このような大規模な買付行為や買付提案を行うことなどにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある者は、方針決定を支配する者としては適切ではないと考えております。

### 基本方針実現のための具体的な取組み

#### A 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、家電製品・情報通信機器・エンタテインメント商品・住宅設備関連品・リフォームなどを扱い、専門性の高い多彩な業態店舗並びにインターネットショップなどを通じて、お客様に快適なライフスタイルを提供しております。

また、高度な専門性・生活提案・豊富な品揃え・リーズナブルな価格・安心確実なアフターサービスなど、創業以来変わらぬ「まごころサービス」の精神で、お客様との信頼関係の構築に努めております。

さらに当社は、コーポレート・ガバナンスの充実に積極的に取組み、CSR推進室の設置を含め内部統制システムの整備に努め、公益通報体制の整備・プライバシーマークの認定取得(平成17年4月)・ISO14001の認証取得(平成12年3月)などに加え、省エネ型製品普及推進優良店にも数多くの店舗が認定されております。さらに、創業時から実践してまいりました取組みが評価され「製品安全対策優良企業表彰 大企業小売販売事業者部門 経済産業大臣賞」を3回連続で受賞(平成20年、平成22年、平成24年)し、同制度が新たに創設した「製品安全対策ゴールド企業マーク」を使用する条件を満たしていることから、荣誉ある当該マークの授与第1号として選ばれました。また、平成18年6月には、こうした取組みをまとめたCSR報告書を家電販売業界で初めて発行し、以降毎年更新しております(平成28年6月に「J o s h i nまごころCSR報告書2016年度版」を発行)。このように当社は、法令・社会規範の遵守や環境保全といった企業としての社会的責任を果たし、会社全体の企業価値及び株主共同の利益の最大化を追求すべく、効果的かつ適正な企業経営の推進に努めております。

B 基本方針に照らして不適切な者によって方針決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成19年6月22日開催の当社第59回定時株主総会での決議により、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」を導入し、平成22年6月25日開催の当社第62回定時株主総会、次いで平成25年6月27日開催の当社第65回定時株主総会において、それぞれ一部改定を行った上で更新いたしました。（以下「前対応方針」といいます。）前対応方針の有効期間が、平成28年6月28日開催の当社第68回定時株主総会の終結の時までであるため、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、平成28年5月12日開催の当社取締役会において、前対応方針を更新することを決定し、同定時株主総会において決議されております。（以下「本対応方針」といいます。）

具体的な取組みに対する取締役会の判断及びその理由

A 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

基本方針の実現に資する特別な取組みについては、お客様に快適なライフスタイルを提供し、信頼関係の構築に努めること、また、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることにより、企業価値の確保・向上、ひいては、株主共同の利益の確保・向上につながるものであり、株主共同の利益を損なうものではありません。

また、いずれも、企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある者は、方針決定を支配する者としては適切ではないとする基本方針に沿った取組みであるとともに、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

B 基本方針に照らして不適切な者によって方針決定が支配されることを防止するための取組みについて

当社取締役会は、大規模買付者が現れた場合に、当社の企業価値及び株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するために、株主の皆様が十分な時間や情報に基づいて判断すること等を可能にするために本対応方針への更新を決定したものであり、本対応方針は、基本方針に沿った取組みであると考えております。

その内容としても、予め大規模買付者が遵守すべき一定のルールを設定し、大規模買付者がかかるルールを遵守しない場合、またはルールを遵守した場合でも当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合にのみ一定の対抗措置を採るものとされていることから、本対応方針は当社の企業価値及び株主共同の利益を確保するための取組みであり、株主共同の利益を損なうものではないと考えております。

また、本対応方針は、当社取締役会が本対応方針を適正に運用し、当社取締役会の恣意的な判断を防止するため、当社取締役会から独立した第三者機関として、独立委員会を設置しております。そして大規模買付者に対する対抗措置の発動を行うか否かの判断を行う場合には、当社取締役会が独立委員会に対して諮問し、かかる諮問に基づいてなされた独立委員会の勧告を最大限尊重することで、当社取締役会の恣意的な判断を排除する仕組みとなっております。このようなことから、本対応方針は、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

さらに、本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しており、高度の合理性を有する措置であります。

本対応方針は、前対応方針と同様に、3年ごとにその継続の可否について株主の皆様にご決議していただく予定となっております。この点からも、本対応方針は、株主共同の利益を損なうものではないと考えます。

(3) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	99,000,000
計	99,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成28年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成29年2月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	57,568,067	57,568,067	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は1,000株であります。
計	57,568,067	57,568,067		

##### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【ライツプランの内容】

記載すべき事項はありません。

##### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成28年12月31日		57,568		15,121		5,637

##### (6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。



(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成28年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成28年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,861,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 53,587,000	53,587	
単元未満株式	普通株式 120,067		
発行済株式総数	57,568,067		
総株主の議決権		53,587	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」には、社員持株会専用信託口所有の当社株式957,000株(議決権の数957個)が含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式688株が含まれております。

【自己株式等】

平成28年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 上新電機株式会社	大阪市浪速区日本橋西 一丁目6番5号	3,861,000		3,861,000	6.70
計		3,861,000		3,861,000	6.70

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
代表取締役 兼社長執行役員	代表取締役 兼社長執行役員 (営業本部長兼地域 営業支援本部長)	中 嶋 克 彦	平成28年10月1日
取締役 兼常務執行役員 (ダイレクトマーケ ティング本部長)	取締役 兼常務執行役員 (営業本部副本部長 無店舗営業部門担当)	尾 上 公 一	平成28年10月1日

## 第4 【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成28年10月1日から平成28年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成28年4月1日から平成28年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】  
(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	3,586	4,999
受取手形及び売掛金	12,254	14,857
商品	76,027	84,314
その他	9,599	11,383
貸倒引当金	14	12
流動資産合計	101,453	115,542
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	30,236	30,992
土地	21,907	27,419
その他(純額)	5,831	6,093
有形固定資産合計	57,975	64,505
無形固定資産	2,024	1,934
投資その他の資産		
差入保証金	13,663	13,266
その他	5,899	6,600
貸倒引当金	110	86
投資その他の資産合計	19,452	19,779
固定資産合計	79,451	86,220
資産合計	180,905	201,762

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	26,827	47,225
短期借入金	6,000	1,300
1年内返済予定の長期借入金	16,444	17,952
未払法人税等	1,422	474
賞与引当金	2,095	1,089
ポイント引当金	5,390	4,682
店舗閉鎖損失引当金	166	87
その他	18,781	19,526
流動負債合計	77,127	92,338
固定負債		
長期借入金	25,558	27,386
商品保証引当金	963	1,111
退職給付に係る負債	22	23
資産除去債務	3,001	3,052
その他	3,458	3,549
固定負債合計	33,003	35,124
負債合計	110,131	127,463
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,121	15,121
資本剰余金	19,983	19,983
利益剰余金	40,166	42,977
自己株式	4,044	3,924
株主資本合計	71,226	74,158
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,505	2,103
土地再評価差額金	2,063	2,094
退職給付に係る調整累計額	105	132
その他の包括利益累計額合計	452	141
純資産合計	70,773	74,299
負債純資産合計	180,905	201,762

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】  
【四半期連結損益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)
売上高	282,825	278,345
売上原価	219,653	213,783
売上総利益	63,171	64,562
販売費及び一般管理費	57,508	58,806
営業利益	5,663	5,755
営業外収益		
受取利息	44	40
受取配当金	70	78
受取手数料	74	75
その他	152	182
営業外収益合計	341	376
営業外費用		
支払利息	290	237
その他	76	80
営業外費用合計	367	317
経常利益	5,637	5,814
特別利益		
固定資産売却益	175	28
投資有価証券売却益	17	48
賃貸借契約解約益	-	37
その他	-	5
特別利益合計	193	120
特別損失		
固定資産売却損	158	-
減損損失	353	542
投資有価証券評価損	158	-
その他	31	58
特別損失合計	703	601
税金等調整前四半期純利益	5,127	5,333
法人税、住民税及び事業税	889	1,156
法人税等調整額	669	535
法人税等合計	1,558	1,691
四半期純利益	3,568	3,641
親会社株主に帰属する四半期純利益	3,568	3,641

【四半期連結包括利益計算書】  
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)
四半期純利益	3,568	3,641
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	19	597
退職給付に係る調整額	69	26
その他の包括利益合計	49	624
四半期包括利益	3,519	4,266
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	3,519	4,266
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

【注記事項】

(会計方針の変更等)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)
(会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を第1四半期連結会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。 なお、この変更による当第3四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)
「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を第1四半期連結会計期間から適用しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

保証債務

連結会社以外の会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり保証を行っております。

前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年12月31日)
あさか電器株式会社 58百万円	あさか電器株式会社 54百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)
減価償却費	3,450百万円	3,332百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	837	16	平成27年3月31日	平成27年6月29日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、社員持株会専用信託口に対する配当金22百万円が含まれております。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日  
後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年6月28日 定時株主総会	普通株式	861	16	平成28年3月31日	平成28年6月29日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、社員持株会専用信託口に対する配当金17百万円が含まれております。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日  
後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)

当グループは、家電製品等の小売業並びにこれらの付帯業務の単一事業であり、開示対象となるセグメントはありませんので、セグメント情報の記載を省略しております。

当第3四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)

当グループは、家電製品等の小売業並びにこれらの付帯業務の単一事業であり、開示対象となるセグメントはありませんので、セグメント情報の記載を省略しております。



(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	68円24銭	68円97銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円)	3,568	3,641
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(百万円)	3,568	3,641
普通株式の期中平均株式数(千株)	52,301	52,798
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	67円57銭	
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(千株)	513	
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

- (注) 1. 当第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり四半期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
- 1株当たり四半期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は前第3四半期連結累計期間1,250千株、当第3四半期連結累計期間964千株であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

当社は、平成28年4月25日付で株式会社エディオンより、不正競争行為に基づく損害賠償等の請求訴訟を提訴され現在係争中であります。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年 2月13日

上新電機株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 林 由 佳 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 村 上 和 久 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている上新電機株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成28年10月1日から平成28年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成28年4月1日から平成28年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、上新電機株式会社及び連結子会社の平成28年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。